

(別紙)

答 申

第1 審査会の結論

次の文書に係る非公開（公文書の不存在）の決定は妥当である。

中山間地域総合整備事業 地区 工区ほ場整備事業に係る

- 1 不動産登記法第17条地図に準ずる図面の旧土地台帳附属地図及び地籍図
- 2 第17条に準ずる図面の位置図及び測量図

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「第1 審査会の結論」の1及び2の文書（以下「本件公文書」という。）の公開請求に対して、実施機関が平成13年2月9日付で行った非公開の決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立書及び意見書において述べられた本件異議申立ての理由は、次のように要約される。

- (1) 異議申立人が本件公文書の公開請求を行ったところ、実施機関は、公文書の不存在を理由に本件処分を行った。しかし、不動産登記法（明治32年法律第24号。以下「法」という。）第17条に規定されている地図（以下「法第17条地図」という。）に準ずる図面（すなわち、本件公文書）を用いることなく県の公共工事が行われているとは考えられない。中山間地域総合整備事業

地区 工区ほ場整備事業（以下「本件事業」という。）の実施場所について、法第17条地図に準ずる図面を実施機関は保有しているのではないか。仮にそうであるならば、法第17条地図に準ずる図面は、法第24条の3の規定により手続を採れば、誰でも閲覧できるものである。公開しても、本来開かれた情報であるので、個人のプライバシー情報に該当せず、個人の権利利益を害することにもならない。

- (2) 異議申立人は、自宅敷地内に本件事業の木杭が打ち込まれたのを見つけたので、実施機関に対し、「本来の境界を示す図面」の閲覧を申し入れたが、見ることができなかった。実施機関は、国土調査後に作成されている図面（いわゆる国調図。国土調査法（昭和26年法律第180号）第20条第1項参照。）等をもとに、本件事業を実施したようであるが、この国調図では、現在、境界が未確定である。今回、異議申立人が公開を請求した図面は、そのような国調図では

なく、「本来の境界を示す図面」であり、具体的に考えられるものとしては、第一に、国土調査前に作成された旧土地台帳附属地図及び地籍図であり、第二に、土地の所在を示した位置図及び測量図、すなわち、本件公文書である。

第3 実施機関の説明要旨

非公開理由説明書及び意見陳述において述べられた非公開理由は次のとおり要約される。

1 本件事業は、町北西部の山間地に位置し、高原の麓に広がる全体面積7.6haをほ場整備する事業である。

同地域を所管する登記所においては、昭和51年に実施された地籍調査に基づき作成された地籍図（いわゆる国調図）が、この地区の法第17条地図に準ずる図面として扱われている。なお、旧土地台帳附属地図も登記所において閲覧可能となっている。

2 一般的にはほ場整備事業に係る作業手順としては、事業着手に先立ち、受益地の設定を行う。この際、土地の起伏等の地形を示した「地形図」（1000分の1）を使用する。次に、現況及び将来予測を調査し、事業の必要性を判定して、基本方針を策定する。その後、詳細な調査を行い、営農計画、ほ場整備計画、経済計画、換地計画等の計画を作成するとともに、計画地域を確定する。この際、「所在図」（1000分の1）を使用する。続いて、細部の設計・積算を行う。この際、地形図に事業完成後の状況を彩色した「計画平面図」（1000分の1）を使用する。

本件事業の実施に当たっては、本件事業に係る換地業務を町に委託し、さらに、同町が専門の業者に委託している。受託業者は、登記所において当該事業の実施場所に係る法第17条地図に準ずる図面である地籍図（500分の1）の写し7枚を取得した上で、これらの地籍図の写しを1枚にまとめ、1000分の1の縮尺に縮小した「所在図」を作成し、町に提出している。町は所在図のもととなる地籍図と所在図を確認し、所在図のみを受領している。実施機関は、町から所在図を取得し、それに基づいて本件事業を実施している。

3 実施機関は、本件事業の実施場所に係る図面の公開を請求されたものとして、調査を行った。しかし、本件公文書は、登記所に備え付けられているものであり、実施機関はこれを作成しておらず、保有もしていない。また、確かに、異議申立人が主張しているとおり、本件公文書については登記簿同様に閲覧を請求することができ、その全部又は一部の写しの交付を請求することができる（法第24条の3第3項）。しかし、実施機関としては、本件事業の実施に当たって、本件公文書の写しも取得しておらず、保有もしていない。

4 なお、異議申立人は、本件公文書なしで本件事業が行われるとは考えられない旨主張している。しかし、上記のとおり本件事業の実施に当たっては、法第17条地図に準ずる図面である地籍図を加工した所在図を使用しており、本件公文書自体を取得していなくても、何ら支障は生じていない。

この所在図について、実施機関は異議申立人に対して情報提供によりその写しを交付したが、本件公文書ではないとして返戻された。

第4 審査会の判断

1 法第17条地図等について

法第17条では、登記所に地図を備える旨規定している。しかし、登記所が全ての土地について同条の地図を作成するには相当の期間が必要である。そこで、実務上は、一定の要件を備えて作成されている図面を法第17条地図として備え付けることとし、国土調査法第20条第1項の規定により送付された地籍図がこれにあたりとされている（不動産登記事務取扱手続準則（昭和52年9月3日付け民三第4473号民事局長通達。以下「準則」という。）第28条第1項）。

しかし、上記地籍図が法第17条地図として備え付けることを適当としない特別の事情がある場合、例えば、現地復元性は有しないものの、土地の相対的位置関係は明らかにしていると認められる場合などには、一般的に、上記地籍図の他、旧土地台帳法施行細則（昭和25年法務府令第88号）第2条の地図（いわゆる「旧土地台帳附属地図」）が「法第17条地図に準ずる図面」として備え付けられることとなっており（法第24条の3第1項、準則第29条）、この「法第17条地図に準ずる図面」には、一筆又は数筆の土地ごとに土地の位置、形状及び地番が表示されている（法第24条の3第2項）。

2 本件公文書の存否について

(1) 異議申立人は、法第17条地図に準ずる図面に該当するものとして、旧土地台帳附属地図、地籍図、位置図及び測量図の4つの図面を挙げているが、実施機関は、そのいずれをも保有していないとして非公開としているので、本件公文書の存否について以下検討する。

(2) 本件事業の実施に必要な図面として実施機関が保有しているものとしては、「第3 実施機関の説明要旨」のとおり地形図、所在図及び計画平面図が認められ、審査会としても情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）第22条の規定により提出された所在図及び計画平面図の確認を行った。

ア 計画平面図は、実施機関の説明のとおり本件事業の実施場所に係る地域の起伏等の地形を示した地図の上に本件事業完成後の状況が彩色の上記入され

たものであり、土地の境界を示した図面とは認められなかった。

イ 所在図は、本件事業の計画地域の土地の境界を示す図面であったが、事業対象地域158筆の土地についてそれぞれの境界を示したものであり、実施機関の説明のとおり、数枚の地籍図を1枚にまとめた図面であることが伺われる。さらに事業対象地域と対象外地域との境界が記入されていたり、土地の所有者ごとに色塗りされている等、ほ場整備事業を実施するための加工が施されていることが認められた。

ウ その他に地形図があるが、実施機関の説明によると計画平面図から事業完成後の状況の彩色を除いたほ場整備前の本件事業実施場所に係る土地の起伏等の地形を示した地図であるとのことである。よって、計画平面図同様土地の境界を示した図面とは認められない。

エ このことから、実施機関が、所在図作成のもとになった「法第17条地図に準ずる図面」である地籍図を保有していないことの当否はともかく、本件公文書を保有していないという実施機関の主張は是認できる。

3 以上から「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

(参考)

審 査 の 経 過

年 月 日	経 過
13 . 6 . 13	・ 諮問書の受領
13 . 6 . 29	・ 実施機関からの非公開理由説明書の受領
13 . 7 . 16	・ 異議申立人からの意見書の受領
13 . 7 . 24 (第124回審査会)	・ 実施機関の職員から非公開理由等を聴取 ・ 審議
13 . 8 . 24 (第125回審査会)	・ 審議
13 . 9 . 28 (第126回審査会)	・ 審議
13 . 11 . 26 (第127回審査会)	・ 審議
13 . 12 . 26 (第128回審査会)	・ 審議 ・ 答申